告 示

埼玉県告示第千三百四十一号

定 0 に 大規模小 おり縦 よる意見の概要につ 覧 売店舗立地法 供 いする 11 (平成十 て、 同 年 条第三項 -法律第 \mathcal{O} 九 規 +定 号) に ょ 第 ŋ 公 八条第一 告 項及 及 び 当 び 第二 該 意見 項 \mathcal{O} を 規 次

平成二十九年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清

司

意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ坂戸

埼玉県坂戸市日の出町二百五十一番一外

- 口 大 規 模 小 売店舗 立 地 法 第 条第 項 \mathcal{O} 規定に よる市 町 村 \mathcal{O} 意見 \mathcal{O} 概要
- (1) 来 で 11 が う \mathcal{O} ユ だ 考え ニバ 出 込 さ 入 ま 方に \Box V 付近で れ サ 沿 る ル 作 デ 11 例 ザ あ り として、 障害者 にな るた 1 ン \emptyset 0 \mathcal{O} <u></u> 等 7 「どこ 駐車 階 関 11 連 ると思わ に 車 位 寸 でも 置 椅子専用駐 体 か \mathcal{O} だれ れ 意見を反 5 ます。 店 舗 でも 車 入 口ま 場 映 れ が L 自 設定 た施 に で 由 \mathcal{O} に 9 され 設 導 11 て、 線 整 使 上 て 備 い 障害者 やす に 11 に ま 車 取 うすが 両 ŋ 組 \mathcal{O} 往 \mathcal{O}
- (2)通誘 お 願 周 導 辺 V 道 を ま お 路 す。 願 \mathcal{O} 渋 11 滞 ま 対策を講じ す。 また、 て 誘導案内 < だ さ 11 看板等 店 舗 を \sim 設 \mathcal{O} 置 出 す 入 12 る など 際 適 7 切 は な 円 滑 対 応 な 交

意見

は

反

映

され

7

1

ます

か

- (3)講じ 案が 応 交通 て て 発 くださ 生 協 、ださい 議 した場合 や地 V 元 に 開 説 明会 は 店 後に 速 で B お 出 か さ VI れ に て た意見 関係 f, 機 周 や要望 関 辺 と協 地 域 議 に \mathcal{O} す 生活 0 る 11 ととも 環 て 境 積 E 極 に 影 的 適 響 に 切 を及 取 な n ぼ 対 入 策 す れ 事 対
- (4)児 童 生徒 \mathcal{O} 登下 校 時 \mathcal{O} 安 全 確 保 対 策 を 講 じ 7 < だ さ い
- (5)遵守 玉 地 \mathcal{O} 元 商業団 「大型店、 体 と チ \mathcal{O} 連 エ 携 B ン 商 店 工 \mathcal{O} 会 地 域商 \sim \mathcal{O} 業貢献 加 入 を 検 に 関 討 する てく ガ ださ イ ド を

一縦覧期間

成二十 九 年 月 + 九 日 カュ 5 平 成三十 年 月 +九 日 ま で

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター